

令和2年度見本市出展業務委託（危機管理産業展 2020・第5回関西オフィス防災EXPO） プロポーザル実施要領

1 事業の概要

（1）事業名

令和2年度見本市出展業務委託（危機管理産業展 2020・第5回関西オフィス防災EXPO）

（2）事業の目的

高知県産業振興センター（以下「センター」という。）では、県とともに南海トラフ地震への備えと連動させた防災関連産業の振興を図るため、県内の防災関連の需要を県内企業の製品で満たすための「地産地消」や、全国の需要を県内企業が取り込んでいく「地産外商」の取り組みを進めています。

本業務委託は、地産外商事業の一環として、全国各地で開催される防災関連の見本市に「高知県ブース」を設置し、メイド・イン高知の防災関連製品や技術のPRと商談を行うための展示装飾にかかる業務を行っていただきます。

この見本市へ出展する高知県／高知県産業振興センターブースの設営等の業務委託先をプロポーザル方式で募集します。

（3）事業内容

以下の見本市に出展するにあたって、小間の装飾のデザイン作成から、設営、運営及び撤去などにも携わっていただきます。

また、小間の装飾の設営・撤去などにあたっての見本市主催者等との連絡調整や必要な手続きの他に、電気代や、その他主催者に支払う小間の装飾設営等のための経費などの支払いも行っていただきます。

なお、概要については以下のとおりです。

○出展する見本市の概要

（A）危機管理産業展 2020

期間：令和2年10月21日（水）～23日（金）

場所：東京ビッグサイト 青海展示棟（東京都江東区青海1-2-33）

ホームページ：<http://www.kikikanri.biz/>

小間数：3小間（1小間は3.0m×3.0m）

小間配置：9.0m×3.0m

（B）第5回関西オフィス防災EXPO

期間：令和2年11月11日（水）～13日（金）

場所：インテックス大阪（大阪市住之江区南港北1-5-102）

ホームページ：<https://www.office-kansai.jp/ja-jp.html>

小間数：1.5小間（1小間は6.0m×2.7m）

小間配置：9.0m×2.7m

（4）委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和2年12月11日までとします。

2 見積限度額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3,500,000円

3 審査委員会の設置

別途定める「見本市出展業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 企画提案者の決定方法

公募型

5 企画提案者の募集

企画提案者の募集は、別途「令和2年度見本市出展業務委託（危機管理産業展 2020・第5回関西オフィス防災 EXPO）プロポーザル募集要領」に定めます。

6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者とセンターは、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めてセンターと交渉を行うことになります。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に事業所（本社、本店又は支店等）をおく者であること
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当しない者であること
- (4) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないものであること
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

8 説明会

日時：令和2年7月14日（火）10時から10時30分まで

場所：高知県産業振興センター1F 会議室（高知市布師田3992-2）

※説明会へ出席される場合は、事前に参加申込書（プロポーザル募集要領 様式—1）を電子メール又はFAXで提出してください。

なお、会場の都合により1社当たり2名までの参加とします。

9 質疑と回答

質疑は令和2年7月16日（木）17時までに質疑書（プロポーザル募集要領 様式－2）により持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（プロポーザル募集要領 様式－3）に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書	A4縦	1部
法人概要書	A4縦	1部
都道府県税納税証明書の写し	A4	1部
消費税及び地方消費税納税証明書の写し	A4	1部

（1）参加申込書

①提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

②提出期限

令和2年7月27日（月）17時（必着）

③提出先

〒781-5101 高知市布師田3992-2

公益財団法人 高知県産業振興センター 外商部 外商課

TEL 088-845-7110

（2）資格要件の確認

センターで申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、参加申込書の提出後、5日以内に申込者へ電子メールにて通知します。

（3）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に、書面により、センターに対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②センターは説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答します。

11 企画提案書の作成

別途定める「プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

12 審査

別途定める「プロポーザル審査要領」のとおり。

13 審査結果

審査結果は、令和2年8月28日（金）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

14 日程

令和2年7月 7日（火）	募集開始
令和2年7月14日（火）	説明会
令和2年7月16日（木）	質疑書提出締切
令和2年7月20日（月）	質疑書回答期限
令和2年7月27日（月）	参加申込み及び資格確認書類提出締切
令和2年8月 7日（金）	企画提案書の提出締切
令和2年8月21日（金）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和2年8月28日（金）	審査結果通知

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（高知県庁内、センター内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規程第4条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由をプロポーザル募集要領（様式一4）により提出してください。
開示・非開示の判断は様式一4に基づき行うものではなく、様式一4を参考に、同規程に基づきセンターが客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

16 問合せ先

公益財団法人 高知県産業振興センター
ものづくり地産地消・外商センター 外商部 外商課
担当者 西川・三宮
TEL 088-845-7110
FAX 088-846-2556
E-mail gaisyou@joho-kochi.or.jp

17 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県及びセンターとの契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、センター職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

附則　　この要領は令和2年7月1日から施行する。